

# 青森県報

第二千七百二十二号

平成十八年  
十二月二十五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

救急診療所の廃止……………	(医療業務課) …… 一
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………	(障害福祉課) …… 一
特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(団体経営改善課) …… 一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(同) …… 二
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 三
道路の供用の開始……………	(同) …… 三
公 告	
新規土地改良事業施行の認可……………	(農村整備課) …… 三
人事委員会	
人事委員会規則七・六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………	(職員課) …… 四
人事委員会規則七・一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(同) …… 四
人事委員会規則一四・一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………	(管理課) …… 四

## 告

## 示

青森県告示第九百二十七号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことに

より、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急診療所でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
十和田外科	十和田市穂並町一の五

青森県告示第九百二十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十二条の四第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成十八年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定期限
財団法人愛成会 弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	平成一六・二・二四	平成二二・二・三

青森県告示第九百二十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第一百五十五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡東通村大字白糠字垣間一五の二	坂本 勝人	白糠加入区
下北郡東通村大字白糠字赤平五〇七の二	西山 里一	加入区の名称
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七	二本柳 勝	小田野沢加入区
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三四二	川口 克忠	
下北郡東通村大字尻労字天神林一二の三	東 忠重	尻労加入区
下北郡東通村大字尻労字天神林一九の一	東 光男	
下北郡東通村大字蒲野沢字石持一六	吉田 丈男	石持加入区
下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五八	中村良太郎	
むつ市大字関根字北関根七五七の一	成田 士郎	関根浜加入区
むつ市大字関根字前浜四三の三七	四ツ谷英巳	
下北郡風間浦村大字易国間字二夕川一七の二	嘉賀 信男	易国間加入区
下北郡風間浦村大字易国間字新町二九の一	横谷 鉄美	
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷三二の四	大野 兼司	蛇浦加入区
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷八の五	富岡 正昭	

下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の九七	宮澤 敏男	佐井村加入区
下北郡佐井村大字佐井字糠森一一七	福田 栄一	
東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄七	柳谷 一	三厩村加入区
東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤八	柳谷 正則	
東津軽郡今別町大字今別字宮本一〇の三	山本 忠道	今別町西部加入区
東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石七の四〇八	川村喜代治	
東津軽郡今別町大字寝月字寝村元二〇	小倉 永治	今別町東部加入区
東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三の八一	横岡 亘	

青森県告示第九百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十八年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
下北郡東通村大字野牛字入口三	野牛区域			小型定置漁業及びほたて網漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八一の四	伊柳 晴美			
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八一の四	渡邊 徹博			

下北郡東通村大字蒲野沢字石持四二 石持漁業協同組合	石持区域	底建網漁業及 びほたてけた 網漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字石持四四 杉本八十三	車力区域	
つがる市富范町清水一七の五一 成田 良一		底びき網を使 用して行うし じみ漁業
つがる市富范町清水二六 松野 昭一		

青森県告示第九百三十一号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年一月二十四日まで青森県県土整備  
 部道路課において一般の縦覧に供する。  
 平成十八年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇一号	西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の一から 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の三〇まで	前 後	一〇一・〇〇メートルから 五三・〇〇メートルまで	一六四・〇〇メートル	
					一一・〇〇メートルから 一三・〇〇メートルまで	一六四・〇〇メートル	

青森県告示第九百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり  
 道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年一月二十四日まで青森県県土整備  
 部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一〇一 号	西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の一から 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の三〇まで	平成一八・三・二五

公 告

新規土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、蓬  
 田村土地改良区が新たに行う次の土地改良事業の施行を平成十八年十二月十五日認可  
 したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十八年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 事業名 基盤整備促進事業

県道 山田鶴田線	北津軽郡鶴田町大字木筒字星田四〇五から 北津軽郡鶴田町大字木筒字西柳川五九の一ま	一九・一三
-------------	---	-------

二 地区名 長科地区

# 人事委員会

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中

「中央病院救命救急センター長

」を

「中央病院救命救急センター長

」に改める。

中央病院総合周産期母子医療センター長

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

人事委員会規則七・一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

人事委員会規則七・一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表第二中

「つがる警察署車力警察 つがる市車力町花林六五

」を

「つがる警察署車力警察 つがる市豊富町屏風山一の八一八に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四・一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四・一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四・一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「保健所開設準備事務所」を「保健所」に改め、同表弘前市の項中「検査室長」を「室長（課に置く室に置くものを除く。）」に、「課長、室長」を「事務局長、課長、事務局次長、室長」に改め、同表五所川原市の項中「理事、参事、課長、」を「行財政改革推進監、理事、参事、課長、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭